

1. 本研究は京阪神という過重なほどの人口密集地帯に位置する諸都市すなわち衛星都市、ベッドタウンといわれる新興諸都市を含めた大中小都市を数年間にわたって調査した児童公園の消長を数的に現わそうとしたものである。ただ本調査に当たってそれぞれの都市により多少領域的に解釈の差違があり、数学の公式のような結果は出なかった。

2. 資料としては年年各都市から出される市勢要覧をはじめ、公園緑地協会機関誌、近畿都市統計要覧、各新聞社発行の年鑑などを用いてその基礎とした。

3. 断定的結論はまだ出せないが各都市とも、日本国憲法、地方自治法、児童福祉法などの関係法規をはじめ、児童憲章に盛られた理想にはほど遠く、いずれもその最低線かそれ以下を下回るあたりを彷徨している感を深くした。学究の徒としてこれに批判的所説を加え一般的に世論喚起の一助としたかったが、現在の段階ではまだそこまでいたらず、隔靴搔痒の感を深くした。付加するが本調査はいずれも公営児童公園あるいは遊び場を指し、百貨店屋上の児童遊園などの営業用のもの、学校所有のものは除外している。